

議案第17号	三田市公益目的通報者保護条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	公益目的通報又は不利益取扱いの申出の受付を拒否した場合において、市がその不受理とした公益目的通報等の要旨を公表することにより、通報者が特定される可能性があることから、行政監察員に対する公益目的通報又は不利益取扱いの申出に対し、要件不備を理由に受付を拒否する事項及び受付を拒否した場合の通知方法について、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>《改正内容》</p> <p>(1) 受付を拒否する事項【第9条第2項】  公益目的通報と不利益取扱いの申出に応じ受付を拒否する事項を整理  【現行】他人の正当な利益を害する不正の目的によるものと認められるとき（公益目的通報と不利益取扱いの申出の区分なし）。  【改正案】公益目的通報➤公益目的通報に該当しないと認められるとき。  不利益取扱い➤他人の正当な利益を害する不正の目的によるものその他不  適当と認められるとき。</p> <p>(2) 受付を拒否した場合の通知方法【第9条第4項及び第5項】  実名・匿名の区分に応じ、受付を拒否した場合の通知方法を整理  【現行】市長にのみ通知、公表  【改正案】匿名➤市長にのみ通知、公表《現行どおり》  実名➤市長と公益目的通報者又は不利益取扱いの申出者</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>	